



山形県公報

平成19年12月7日(金)
第1898号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の指定.....(健康福祉企画課)...1535  
 県営土地改良事業計画の変更.....(村山総合支庁農村計画課)...1536  
 土地改良区の役員の住所変更の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同  
 土地改良区の定款変更の認可.....( 同 )... 同  
 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....(森 林 課)...1537  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

## 告 示

### 山形県告示第1076号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成19年12月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称              | 施設又は実施する事業の種類        | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|------------------------|----------------------|------------------|-----------|
| ハッピーあかねヶ丘・デイサービスセンター   | 通所介護<br>介護予防通所介護     | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 | 平成19.11.1 |
| ハッピー山形・福祉用具貸与事業所       | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与 | 同                | 同         |
| ハッピー山形北央・ヘルパーステーション    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 薬師町二丁目6番17号    | 同         |
| ハッピー山形・訪問入浴ステーション      | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 同 陣場二丁目11番28号    | 同         |
| ハッピー山形南・ヘルパーステーション     | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 前田町16番18号      | 同         |
| ハッピー米沢・ヘルパーステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 米沢市金池六丁目3番9号     | 同         |
| ハッピー新庄・デイサービスセンター      | 通所介護<br>介護予防通所介護     | 新庄市金沢1863番1号     | 同         |
| ハッピー新庄城西・小規模多機能型ステーション | 小規模多機能型居宅介護          | 同 城西町7番11号       | 同         |
| ハッピー新庄・ヘルパーステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 金沢1863番2号      | 同         |
| ハッピー上山・ヘルパーステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 上山市二日町9番21号      | 同         |

|                     |                          |                 |   |
|---------------------|--------------------------|-----------------|---|
| ハッピー上山北・ヘルパーステーション  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         | 同 金谷字八反田399番地の1 | 同 |
| ハッピー上山温泉・訪問入浴ステーション | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴<br>介護 | 同 石曽根37番地       | 同 |

## 山形県告示第1077号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（大江地区 農業用水再編対策事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大江地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大江町役場
- 縦覧に供する期間  
平成19年12月14日から平成20年1月21日まで
- その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成19年12月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び<br>監事の別 | 氏 名     |       | 住 所       |              |
|--------------|---------|-------|-----------|--------------|
|              | 変 更 前   | 変 更 後 | 変 更 前     | 変 更 後        |
| 理 事          | 佐 藤 清 人 | 同 左   | 酒田市郡山80番地 | 酒田市郡山字上台80番地 |

## 山形県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年12月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
- 認可年月日  
平成19年11月26日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）

認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1080号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月7日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字大滝字八敷代山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成19年12月7日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長            |
|---------------------------------------|---|------|------------------------|---------------|
| 東村山郡中山町大字長崎字中原1437番4から<br>同 あおば22番9まで | 上 | 旧    | 62.0メートル<br>と<br>6.6   | メートル<br>2,293 |
|                                       |   |      | 245.0メートル<br>と<br>15.9 | メートル<br>2,892 |
| 同                                     | 上 | 新    | 245.0メートル<br>と<br>15.9 | 同上            |

山形県告示第1082号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月7日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 " " 谷地 甲225 番地 」 を 「 " " 」 に、 「 " " 遊佐字京田 82番地 」

を 「  
」 に改める。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中 「  
82番地 遊佐字京田  
」 を

「  
」 に改める部分は、同月17日から施行する。